

緊急事態宣言の解除に伴う勤務体制について

2020年6月1日

政府による緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されました。これを受けて弊社では、業務に当り以下の対応を執ります。

(1) 通勤時の対応

- ・時差出勤の実施（7:30、8:45、10:30の3シフト制）

(2) 勤務時の対応

- ・体調不良時の出社禁止
- ・マスクの着用、手洗い、消毒および換気の徹底
- ・不要不急の外出を控える
- ・執務において可能な限り間隔をあける

(3) 外部研修、セミナー等への参加自粛

(4) 3密状態での会合、飲食の自粛

実施期間：2020年6月1日より



株式会社コーセツコンサルタント